

農業・農協改革だより

11月号



改正農協法は、9月4日に公布、施行は平成28年4月1日となっており、「JAの事業運営原則の明確化」、「中央会制度の廃止」、「JAへの監査制度の変更」、「JAの役員構成の変更」、「専門農協やJA全農等の組織変更」などが実施されます。

また、「准組合員の事業利用量規制」については、法律の施行から5年間、実態調査をしたうえで規制の在り方が検討されることとなりました。

なお、今後、改正農協法に基づき、政省令の公布などが予定されています。

本誌では、改正農協法のポイント解説を5回にわたって掲載します。今月号は、「JAの事業運営原則の明確化」についてです。

ポイント解説①

《JAの事業運営原則の明確化》

改正農協法の第7条では、「組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。」「組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。」「と明記されました。

JAの事業目的を定める現行の農協法第8条では、「組合は、(中略)営利を目的としてその事業を行ってはならない。」「と規定されており、この規定は「非営利規定」と呼ばれることもあり、JAは利益を上げてはならない組織であるという誤解を招くことがあったことから、今回の改正となりました。

JAの事業については、「事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。」「と明記されました。また、「専属利用契約」にかかる農協法上の規定は削除されました。

平成27年10月21日現在の情勢をもとに作成

お問い合わせ先：JA香川県総務部組織広報課

TEL：087(825)1233